

被 相 続 人 居 住 用 家 屋 等 確 認 申 請 書

申 請 者 住 所●●府●●市●●●●●

氏 名 豊 中 A 子

電 話●●-●●●●●-●●●●●

下記について確認願います。

下記家屋及びその敷地等は、「
供されていたことがないこと」（和
いて当該相続又は遺贈に係る被相
続することができない事由として政
続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかった場合（政令で定める要件（※
2）を満たす場合に限る。）における当該特定事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相
続人の居住の用（以下「対象従前居住の用」という。）を含む。）に供されていた家屋」（同条第 4 項
柱書）及び「相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと（当該
被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合
には、当該特定事由により当該家屋が居住の用に供されなくなる直前において当該被相続人以外に
居住をしていた者がいなかったこ
（※ 1）通知における特定事由と同じ。

- ・税控除を受けようとする人（確定申告をする人）
の住所・電話番号・氏名を記入してください。
- ・日中、連絡のつく連絡先を記入してください。
- ・代理人が申請する場合は、委任状が必要です。

住の用に
直前にお
の用に供
り当該相

登記簿に記載されている地番・家屋番号を記入して
ください。住所（住居表示）ではありません。

申請被相続人居住用家屋及びそ
の敷地等（※ 3）の所在地
（敷地の所在地番）

豊中市●●●●（家屋番号 ●●●）

申請被相続人居住用家屋の建築
年月日（※ 4）

年 月 日

被相続人の氏名及び住所

（住所）

（氏名）

契約書に記載されている譲渡
日を記入してください。

相続開始日（被相続人の死亡日）

年 月 日

譲渡日
（※ 5）

年 月 日

申請被相続人居住用家屋又はそ
の敷地等の取得をした他の相続
人の氏名及び住所
※書ききれない場合は別紙

☐家屋
☐敷地等

（住所）

●●府●●市●●●

（氏名）

申請者以外に、当該家屋または敷地等を相続した
すべての相続人を記入してください。

☐家屋
☐敷地等

●●県●●市●●●●●

（氏名）

豊中 C 美

- （※ 3）申請被相続人居住用家屋及びその敷地等は、被相続人から相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）
により相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）が取得をしたものに限る。
- （※ 4）申請被相続人居住用家屋は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものに限る。
- （※ 5）申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の譲渡は、相続開始日から同日以後 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日まで
の間にしたものに限る。

被 相 続 人 居 住 用 家 屋 等 確 認 書

上記について確認しました。

※市区町村記入欄

確 認 年 月 日	市が記載します。 記入しないでください。	印
確認を行った市区町村長		

①お亡くなりになった人の住民票の除票（原本）

- ・相続発生日（死亡日）、最終の居住地、他に同居人がいなかったことを確認します。
- ・世帯主との続柄、本籍、個人番号の記載は不要です。
- ・交付日はいつでも構いません。

②家屋等を相続した人全員分の住民票（原本）

- ・相続直前から譲渡日まで、当該家屋に居住していなかったことを確認します。
- ・世帯主との続柄、本籍、個人番号の記載は不要です。
- ・譲渡日以降に交付されたものに限りません。

③家屋等の売買契約書（コピー）

- ・売主名が相続人であることと、家屋と敷地等の譲渡日を確認します。
- ・譲渡日が確認できない場合や、契約書の譲渡日と実際の譲渡日が異なる場合は、登記事項証明書を添付してください。

①	被相続人の住民票の除票の写し（原則コピー不可） （被相続人が老人ホーム等に入所していた場合で、老人ホーム等に転居していた場合は、当該被相続人の戸籍の附票の写し）	
②	申請被相続人居住用家屋の相続人の住民票の写し（原則コピー不可） （相続開始の直前（被相続人が老人ホーム等に入所していた場合）の直前）から「譲渡の時」までの住所がわかるもの ※住民票の写しでは相続開始の直前（被相続人が老人ホーム等に入所していた場合）の住所が確認できない場合（従前の住所を定めた日や転入日等の記載がない場合は、当該相続人の戸籍の附票の写し）	
③	申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の「譲渡の時」を明らかにする書類 申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の売買契約書のコピー ※売買契約書で申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の引渡しがあった日が確認できるもの（その譲渡の時期を確認できるもの）	
④	申請被相続人居住用家屋又はその敷地等が「相続の時から譲渡され、又は居住の用に供されていたことがないこと」を証する書類 いずれか（複数の書類が提出された場合には、当該複数の書類のいずれか）	

(i)	電気、水道又はガスの使用中止日（閉栓日、契約廃止日等）が確認できる書類 ※閉栓日、契約廃止日等は相続開始日以降のもの	
-----	---	--

④（i）電気、水道、ガス（いずれかひとつで可）の使用中止日がわかる書類（コピー）

- ・使用中止日が、相続発生日から譲渡日までの間であることを確認します。
- ・使用中止日と所在地が明記されているものをご提出ください。

④（ii）広告

- ・現況が「空き家」と表示されているもの。
- ・宅地建物取引業者が作成した書類に限りません。

例	(イ)申請者が所在市区町村又は所在市区町村が認める者に対して申請被相続人居住用家屋が空き家である旨の登録を譲渡の時までに行っていることの証明書	
	その他上記以外の書類（	

⑤ 被相続人が老人ホーム等に入所していた場合には

⑤被相続人が老人ホーム等に入所していた場合のみ必要

	介護保険の被保険者証のコピーや障害者の日常生活及び社会生活を有利にするための法律第22条第8項に規定する障害福祉サービスを受けるための書類	
--	---	--

⑤（i）老人ホーム等に入所する直前に、要介護・要支援認定を受けていたことを確認します。

- (i) <例>（いずれもコピー）
- ・介護保険の被保険者証
 - ・障害福祉サービス受給者証
 - ・要介護認定決定通知書

(ii)	施設への入所時における契約書のコピー等、被相続人が相続開始の直前において入居又は入所していた場合は施設の名称及び所在地並びにその住居又は施設が次のいずれかに該当するもの。 ⑤ (ii) 入所時の契約書（コピー）及び被相続人が亡くなったことによる老人ホームの退去日が分かる書類等 ・老人ホーム等の名称や所在地、施設の種類と相続の開始直前まで老人ホーム等に入所していたことを確認します。 (エ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設（同条第10項に規定する施設入所支援が行われるものに限る。）又は同条第17項に規定する共同生活援助を行う住居	
(iii)	被相続人の老人ホーム等入所後から相続開始の直前まで、被相続人が申請被相続人居住用家屋を一定使用し、かつ、事業の用、貸付けの用又は被相続人以外の居住の用に供されていないことを証する書類として以下のいずれか（複数の書類が提出された場合には、当該複数の書類の全て） (ア) 電気、水道又はガスの契約名義（支払人）及び使用中止日（閉栓日、契約廃止日等）が確認できる書類 ※閉栓日、契約廃止日等は相続開始日以降のもの (イ) 申請被相続人居住用家屋への外出、外泊等の記録（老人ホーム等に入所しているもの）のコピー等 (ウ) その他要件を満たすもの ⑤ (iii) お亡くなりになった人が老人ホーム等に入所してからも何らかの形で当該家屋を使用していたことを確認します。	
備考	(例：空家等対策の推進に関する法律第10条第1項に規定する空家等対策の推進に関する事項に係る書類によって確認ができた場合、申請被相続人居住用家屋の一定使用は認められるが、事業の用等に供されていないことが確認できない場合)の書類として、市区町村が認める者が申請被相続人居住用家屋の管理を行っていたことの証明書、不動産所得がないことを確認するための地方税の所得証明書等。 (ア) 電気、水道、ガス（いずれかひとつで可）の場合 ・契約名義人がお亡くなりになった人であることと使用中止日を確認します。	

(※6) 申請被相続人居住用家屋に配達された被相続人宛の郵便物等。また、電気、水道又はガスの使用中止日を確認できる書類の提出があったが当該書類で契約名義（支払人）が明確とならなかった場合（すなわち、申請被相続人居住用家屋の一定使用は認められるが、事業の用等に供されていないことが確認できない場合）の書類として、市区町村が認める者が申請被相続人居住用家屋の管理を行っていたことの証明書、不動産所得がないことを確認するための地方税の所得証明書等。

(用紙 日本産業規格 A4)